

甲斐市立敷島北小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年11月策定

平成31年1月改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、敷島北小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定する。

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。

（平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに関する基本的認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

全ての教職員が「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為であるが、いじめはどの子供、どの学校にも起こりうるものである。」という共通認識に立ち、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識は次のとおりである。

いじめの基本的な認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体になって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

本校では、全ての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

※（平成29年3月の基本方針改定により）けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめ防止対策の組織

(1) 「生徒指導・特別支援教育部会」の活用

いじめの防止を実効的に行うために、これまで、特別な支援が必要な児童の情報共有・支援方策の検討のために組織されていた「生徒指導・特別支援教育部会」に次の機能をもたせる。

【生徒指導・特別支援教育部会】

〈構成員〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援教育コーディネーター・学年主任・養護教諭（協議や対応する内容に応じて、組織の構成員は柔軟に定める。）

〈役割〉 ① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）

- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。

〈開 催〉 定例会を学期1回 開催する。いじめ事案発生時は緊急開催をする。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングの実施及び「いじめアンケート」やQI検査の結果を生かすなどして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 「わかる・できる授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感、自己有用感のもてる授業の展開に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高めるとともに、未発達な考え方や道徳的判断力の低さからおこる「いじめ」を未然に防止する。
- 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育て、いじめを抑止する。

(3) 児童会活動・縦割り班活動の充実

- 学校行事への主体的な運営参加や委員会活動への自主的な取組を進めるなど、児童の自発的な活動を支援する。
- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(4) 体験活動の充実

- 児童が、他者や社会・自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づき、発見し、体得する。
- 環境体験や自然体験、福祉体験、勤労生産体験など発達段階に応じた体験活動を体系的に展開した教育活動に努める。

(5) 学校として特に配慮が必要な児童への対応

- 発達障害を含む、障害のある児童がいじめにあわないように、教職員が個々の児童の障害の特性の理解を深め、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援に努める。
 - 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童の理解促進を行い、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するために、教職員内での正しい理解の促進を図り、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対する適切な支援を行う。
 - 東日本大震災により被災した児童等については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安等を教職員が理解し、当該児童に対する心のケアを図る。
- ※上記に該当する場合、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(6) 保護者や地域へのはたらきかけ

- 授業参観や懇談会の開催、学校・学年だより、HP等の広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- PTA総会や各種会合において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設ける。
- インターネット使用のルールやモラルについての啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

4 いじめの早期発見の取組

「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為であるが、いじめはどの子供、どの学校にも起こりうるものである。」という考えのもと、日頃から児童が発する危険信号を見逃さないように努め、いじめの早期発見に努める。

(1) 朝・帰りの会や授業中などの観察

○出席をとる時の児童の表情や声、健康観察、保健室等での様子など、日々の観察に留意する。

○休み時間や昼休み、放課後の雑談などの機会に児童の様子に目を配り、「児童のいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

○月2回の「きずなの日」で子ども達と過ごし、多角的に情報を収集する。

(2) アンケートなどの実施やノート・日記指導等の活用

○いじめアンケート調査を年3回実施（6月、11月、2月）し、早期発見に努める。

○QIU検査による学級生活状況調査を年間2回実施（6月、10月）し、児童のよりよい関係づくりに努める。

○児童との間で行う個人ノートや日記などから児童の交友関係や悩みを把握したり、保護者と連絡帳などを活用したりすることによって連携を取り、学校と家庭との信頼関係を構築する。

(3) 教育相談（学校カウンセリング）の実施

○教職員と児童の信頼関係を形成する。

○日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

○必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用するとともに、定期的な相談機関を設けて、教育相談を実施する。

5 いじめへの対応

いじめに発展する可能性のある事案等が把握された場合、校長のリーダーシップのもと、「緊急生徒指導部会を招集し、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、甲斐市教育委員会と連携を図り、韮崎警察署と相談して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な被害が緊急に生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ問題の対処の流れ … 別紙【いじめ対応マニュアル】を参照

(2) いじめ対応の留意点

①いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、生徒指導主任に報告する。

②生徒指導主任は、いじめの報告を受けた場合は、校長（教頭）に報告する。

③いじめの報告を受けた校長（教頭）は、生徒指導部会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い、その後の対応方針を決定する。

④被害児童のケアは、養護教諭及びその他専門機関などと連携した対応を図る。

⑤いじめが認知された場合は、被害・加害児童とも保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り、問題解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。

⑥校長は、必要があると認めるときは、加害児童について被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、被害児童が安心して学習を受けられるようにするために必要な措置を取る。

⑦校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。

⑧いじめ問題への対応は、いじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

⑨いじめが「解消した」と判断するために、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月

を目安とする)、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たす必要があることを踏まえ、組織的に役割分担を行い、全職員で当該児童を注意深く観察する。

(3) 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法による重大事態(「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、」なお、被害児童や保護者からの申し立てがあった時も含む等、)が発生した場合

① 学校は以下のことについて、甲斐市教育委員会を通じて市長に報告する。

ア 被害児童の氏名・学年・性別

イ 欠席期間・その他児童の状況

ウ 児童・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容

② 重大事態についての調査

学校の設置者はその調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

ア 学校が調査を行う場合

- ・調査組織の設置(市教委の指導による)(必要に応じて専門家を組織に追加する)
- ・調査の実施

主に聞き取り調査を行う。対象者は該当児童、保護者、教職員、関係児童など。聴取内容は「いじめ行為がいつから、誰から、どのように」「いじめを生んだ背景・要因」「児童の人間関係にどのような問題があったか」「学校教職員のこれまでの指導経緯」等。

イ 市教委が調査を行う場合

市教委指導により、調査組織の設置や調査の実施を行う。

③ 当該児童・保護者への情報の適切な提供

ア いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係などその他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について説明する。

イ 他の児童のプライバシー保護に配慮する。

④ 調査の結果等の報告

ア 調査結果等は、市長に報告する。

イ 及び児童・保護者に情報提供する。

(4) ネットいじめへの対応

児童および保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会を行う。

○ ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

○ 未然防止のためには(懇談会等で、保護者に伝えていくこと)

① 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。

② インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口になっている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。

③「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。

○未然防止のためには（情報モラルに関する指導の中で、児童に伝えていくこと）

インターネットの特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まること。
- ・匿名で書き込みをしても、書き込みを行った個人は必ず特定できること。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や別の犯罪につながる可能性があること。
- ・書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。
- ・チェーンメールは架空のものであり、転送しない。不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。また、転送することが、内容によっては「ネット上のいじめ」の加害者になること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

○早期発見・早期対応のためには

・削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童・保護者に助言し、協力して取り組むが、学校・保護者だけでは解決が困難な事案の場合は、警察等の専門機関との連携を図る。

6 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

(2) 学校評価の活用

いじめ問題への取組についての自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、公表する。

7 いじめ防止指導計画

(1) いじめ防止年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・生・特部会の設置 ・職員全体への周知 ・PTA総会等で保護者へ啓発 ・要支援児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭への啓発 PTA総会・部会 ・要支援児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談で保護者に啓発・情報交換 ・要支援児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育学習会 ・要支援児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童の情報交換
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・きずなの日での児童観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・きずなの日での児童観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ実態調査① ・Q-U調査① ・きずなの日での児童観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ実態調査分析対策 ・きずなの日での児童観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U調査分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・きずなの日での児童観察
防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会 縦割り班活動 		<ul style="list-style-type: none"> ・北小祭りへの取組 			<ul style="list-style-type: none"> ・運動会の縦割り班 種目への取組
	← 学年・学級づくり 道徳の授業の充実 →					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談で保護者に啓発 ・要支援児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年総会で保護者に啓発 ・要支援児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援児童の情報交換
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U調査② ・きずなの日での児童観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ実態調査② ・きずなの日での児童観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ実態調査分析対策 ・きずなの日での児童観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U調査分析 ・きずなの日での児童観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ実態調査③ ・きずなの日での児童観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・きずなの日での児童観察
防止対策					<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会への取組 	
	← 学年・学級づくり 道徳の授業の充実 →					

(2) いじめ対応マニュアル…【別紙】